



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*61 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (循環型社会推進課)..... 1

○ 告示

1179	地籍調査の成果の認証	(地域政策課).....	4
1180	〃	(〃).....	4
1181	〃	(〃).....	4
1182	〃	(〃).....	5
1183	〃	(〃).....	5
1184	〃	(〃).....	6
1185	〃	(〃).....	6
1186	〃	(〃).....	6
1187	〃	(〃).....	7
1188	〃	(〃).....	7
1189	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定を受けたものとみなされた指定障害児通所支援事業者の指定の取消し	(障害福祉課).....	7
1190	身体障害者福祉法による医師の指定	(〃).....	8
1191	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	8
1192	土地改良事業計画の変更申請	(農業農村整備課).....	9
1193	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課).....	10
1194	道路法による所有者不明の工作物の措置	(道路建設課).....	10
1195	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	11

規 則

和歌山県規則第61号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年9月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成7年和歌山県規則第44号)の一部を次のように改正する。

別記第6号様式を次のように改める。

別記第 6 号様式 (第 7 条関係)

(表)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 3 項(同法第 9 条の 3 第 1 1 項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種 類			
許可年月日及び許可番号又は届出年月日及び届出番号	許可・届出 年 月 日 第 号		
変 更 の 内 容	△軽 微 な 変 更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更		
	△省令第 5 条の 4 (第 5 条の 9 において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更(同条第 6 号関係を除く。)		
	省令第 5 条の 4 第 6 号に掲げる事項		
	(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
	(ふりがな)	住 所	
	名 称		
	(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員 (法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
	(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍
氏 名	役職名・呼称	住 所	

(日本工業規格 A 列 4 番)

(裏)

廃止若しくは休止又は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日
※事 務 処 理 欄	
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

告 示

和歌山県告示第1179号

和歌山県和歌山市園部・六十谷の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年9月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年2月28日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市園部・六十谷の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市園部・六十谷の各一部地区

5 認証年月日

平成25年9月11日

和歌山県告示第1180号

和歌山県和歌山市相坂・松原・江南・薬勝寺の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年9月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年3月21日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市相坂・松原・江南・薬勝寺の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市相坂・松原・江南・薬勝寺の各一部地区

5 認証年月日

平成25年9月11日

和歌山県告示第1181号

和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年9月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字寒川の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年9月11日

和歌山県告示第1182号

和歌山県日高郡日高川町大字中津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年9月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字中津川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字中津川の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年9月11日

和歌山県告示第1183号

和歌山県日高郡日高川町大字下田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年9月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字下田原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字下田原の一部地区

5 認証年月日
平成25年9月11日

和歌山県告示第1184号

和歌山県日高郡日高川町大字弥谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年9月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字弥谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字弥谷の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年9月11日

和歌山県告示第1185号

和歌山県西牟婁郡白浜町久木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年9月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成22年6月1日から平成25年3月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町久木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町久木の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年9月11日

和歌山県告示第1186号

和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年9月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月13日まで

- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町日置の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年9月11日

和歌山県告示第1187号

和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年9月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年9月11日

和歌山県告示第1188号

和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年9月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町富田の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年9月11日

和歌山県告示第1189号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の23第1項の規定により障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第22条第1項の規定に基づき児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされた指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり取り消した

ので公示する。

平成25年9月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	取消年月日
3050100 399	株式会社日本おんがえし	スモールステップ教室	和歌山市東小二里町1-29	児童発達支援	平成 25.8.31
				放課後等デイサービス	

和歌山県告示第1190号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成25年9月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年 月 日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類														
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は 直 腸 う ち	小 腸	免 疫	肝 臓		
坂口聡	外科	有田市立病院	有田市宮崎町6	平成 25.9.11											○				
三宅悠介	整形外科	社会保険紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成 25.9.11						○									

和歌山県告示第1191号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成25年9月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) スーパーセンターオークワ和歌山店・スーパースポーツゼビオ和歌山店
和歌山県和歌山市小雑賀805番1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋友良
福島県郡山市朝日三丁目7番35号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋友良

福島県郡山市朝日三丁目7番35号

他未定

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年5月5日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
15,708㎡
- 6 駐車場の収容台数
907台
- 7 駐輪場の収容台数
238台
- 8 荷さばき施設の面積
610㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
80.7㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午前0時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
7箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成25年9月4日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課(和歌山市七番丁23番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成25年9月20日から平成26年1月20日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1192号

川辺町周辺土地改良区の土地改良事業(維持管理)計画の変更の申請については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年9月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類
 - (1) 土地改良事業(維持管理)計画書の写し
 - (2) 定款の写し
- 2 縦覧期間 平成25年9月24日から同年10月22日まで

- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局地域振興部農地課、御坊市産業建設部農林水産課、日高町産業建設課、由良町産業建設課、印南町産業課及び日高川町農林業課

和歌山県告示第1193号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年9月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字壱路石2635の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1194号

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第71条第3項の規定に基づき、道路に関する工事のため支障がある所有者不明の工作物の措置を次のとおり行う。

平成25年9月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 工作物の所在及び種類等
 - (1) 所在
海南市日方字城山128番 県道和歌山海南線道路区域内
 - (2) 種類
居宅（木造亜鉛鉄板波板葺平屋建（半壊状態）及び動産）
- 2 所有者等の行うべき措置
当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権限を有する者（以下「所有者等」という。）はこの告示の日から30日以内に海草振興局建設部海南工事事務所に連絡した上で、当該工作物を除去すること。
- 3 道路管理者が行う措置
所有者等が期限までに2の措置を行わないときは、道路管理者は、当該措置を自ら行い、又は他の者に命じ、若しくは委任して当該工作物を除去するものとする。
- 4 連絡先
海南市南赤坂19
海草振興局建設部海南工事事務所 総務管理課（電話番号073-483-4824）

和歌山県告示第1195号

平成25年度高規格救急自動車の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年9月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
高規格救急自動車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成25年9月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
和歌山トヨタ自動車株式会社
和歌山市美園町2丁目65番地
- 5 落札金額
27,489,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,309,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年8月16日